



## 介護保険の資格の付与漏れについて

### 1 概要

介護保険法（平成9年法律第123号）第10条第4号（※）の規定に基づき、当該市町村の区域内に住所を有する者が65歳に達したとき、第1号被保険者資格を付与する必要があります。

令和5年度介護保険料の賦課準備をしている際、資格が付与されていない方がいたため、調査を行った結果、令和4年度分において数名の資格の付与を遺漏しており、そのうち一部の方については、介護保険料が賦課漏れとなっていました。

#### ※ 介護保険法

第10条 前条の規定による当該市町村が行う介護保険の被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日から、その資格を取得する。

四 当該市町村の区域内に住所を有する者が65歳に達したとき。

### 2 資格の付与漏れの影響

(1) 介護保険サービス利用については、相談・申請がなかったため、影響はありません（対象者5人：令和4年10月から令和5年4月までの資格取得者）。

(2) 介護保険料については、資格取得月からの令和4年度分を遡及して、納付を依頼します（対象者4人 計81,400円）。

※ 対象の方々のうち1人については、令和5年度からの賦課となるため、遡及して請求する介護保険料は発生しません。

### 3 原因

介護保険システム上、65歳到達で第1号被保険者資格を付与する際、システムで資格付与されない方について、資格付与する作業を遺漏していました。

### 4 対応状況及び今後の対応

対象の方々を訪問し、介護保険の資格を付与していなかったこと及び介護保険料が賦課漏れとなっていたことについてお詫びして、資格取得月からの介護保険料の納付をお願いします。

### 5 再発防止策

毎月、システム上で自動的に資格付与されない方々に確実に資格を付与し、あらためてシステム上で資格付与されていない方がいないことを確認します。